

印鑑登録

本人と代理人とで 手続きが異なります

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

- 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードなど官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができるもの
- 市内に印鑑登録している人の保証書登録番号、住所、氏名を記載し登録印を押したものと本人確認ができるもの(保険証や年金手帳など)

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができるもの(保険証や年金手帳など)を持ってきてください。

後日、「照会書」が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができるものと認め印を

持って、もう一度期限内に手続きしてください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができるものを持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。

後日、「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができるものと認め印を持って、もう一度期限内に手続きしてください。再度代理人が手続きする場合は、回答書、委任状、代理人の本人確認ができるもの、代理人の認め印が必要で、**印鑑登録証明書の取得**

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請するときには、印鑑登録証を持ってきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

暗証番号を登録している印鑑登録証・住民基本台帳カードを持つ

ている人は、市役所・中央公民館・三里塚コミュニティセンターにある自動交付機で取得できます(自動交付機は7月30日(日)でサービス終了となります)。また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアで取得することもできます。ただし、暗証番号の登録が必要です。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

光化学スモッグ

注意報が発令されたら

これからの季節、気温が高く、風が弱いときに光化学スモッグが発生しやすくなります。

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報のお知らせをしています。注意報が発令されたら、屋外での激しい運動は避け、なるべく外に出ないでください。

目や喉が痛くなったり呼吸が苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、

涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。

応急処置で良くならないときは、医師の治療を受けてください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

クールビズ

軽装での執務にご理解を

市では、省エネ対策としてクールビズ(冷房時の室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

工業統計調査

5月中旬から開始

平成29年工業統計調査は、基準日を従来の12月31日から6月1日に変更して行います。

この調査は、製造業の事業所を

対象として、その実態を明らかにするために行われます。調査の結果は、各種行政施策を立案するときの重要な基礎資料となるほか、

学術研究資料などに利用されます。対象となる事業所には5月中旬から調査員が伺います。調査員は調査員証を携行しています。

インターネットでも回答できますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。

水道メーター

委託業者が無料で交換

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などのメーターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市から委託を受けた事業者が無料で行います。作業員は、市が発行した身分証を携行しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

市長日誌



4月1日～15日

1日	成田空港地区周遊バス開設式典 豊住ふれあい健康館開館式
2日	国際医療福祉大学医学部 入学式・開設記念式典
3日	新規採用職員入所式
4日	国際医療福祉大学 成田看護学部 成田保健医療学部入学式 二葉看護学院入学式
5日	民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
6日	日本自動車大学校入学式
7日	成田中学校入学式
8日	成田小学校入学式
10日	大栄幼稚園入園式
11日	県立栄特別支援学校入学式 更生保護女性会総会
12日	千葉県B&G財団地域海洋センター連絡協議会総会 印旛地区水防管理団体連合会総会
15日	成田市消防団女性部発足式 成田太鼓祭 開幕式・千年夜舞台文化団体連絡協議会総会 スポーツ推進委員連絡協議会総会



辞令を手渡す(3日)

市・県民税の特別徴収

税額決定通知を送付

平成29年度の市・県民税の特別徴収(給与から差し引いて納める方式)の税額決定通知は、給与の支払者宛てに5月12日(金)に発送されます。

給与の支払者は内容を確認し、退職者などが含まれている場合は市民税課へ届け出てください。

※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

医療費の助成

中学生以下や一人親家庭など

子どもの医療費

中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。県

内の医療機関などで保険診療を受けた際、子ども医療費助成受給券を提示することで、医療費の支払いが自己負担額のみになります。

県外の医療機関を受診したなどの理由で受給券が使用できなかった場合は、申請することで、支払った医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期限は受診の翌月から2年以内)。

自己負担額Ⅱ入院1日200円、通院1回200円、調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

母子・父子家庭などの医療費

母子・父子家庭の母や父、子ども(両親がいない場合を含む)が医療機関などで保険診療を受けた際の医療費の一部を助成しています。対象は、子どもが18歳になる年度の3月31日までです。一定額以上の所得がある世帯などは対象外です。

助成額

○入院：自己負担額から食事療養費を差し引いた額

○外来・調剤：各医療機関の1カ月ごとの自己負担額から1,000円を差し引いた額

※助成を受けるには、事前に手続きが必要で、くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

下水道

正しい使用と点検を

各家庭の排水管へ野菜くず、残飯、油、薬品類、水に溶けない紙などを流すと污水管の変形や詰まりの原因となります。

詰まって修理をされると、多額の費用が掛かる場合があります。日頃から正しい使用と点検をお願いします。

します。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

スズメバチの巣

駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。交付を受けるには事前に申し込みが必要です。

補助額Ⅱ巣の駆除に掛かった費用の2分の1以内(限度額5万円) ※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

人権擁護・行政相談委員

毎月応じています

市では、法務大臣、総務大臣からそれぞれ委嘱を受けた人権擁護委員、行政相談委員が相談に応じる「もめぐと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を毎月実施しています。秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(15ページ)をご覧ください。

各委員は次の通りです(50音順・敬称略)。

人権擁護委員

石井富美江、江波戸秀記、小川美喜子、齊藤利明、佐々木宏之、椎名武男、田上さよ子、戸村和雄、三浦節子、宮田幸世、宮野精一、村嶋隆美、諸岡由吏子

行政相談委員

神崎佳雄、高木木津枝、深山芳文 ※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

稲作農家の皆さんへ

飼料用米で安定収入を

主食用米の消費の減少や過剰な作付けなどが、米価下落の要因となります。飼料用米の生産に取り組むことで、主食用米の需給改善を図り、安定収入を確保しましょう。

平成30年度以降の米政策

平成30年度以降、国による生産数量目標の配分はなくなりますが、生産調整をする必要がなくなるわけではありません。安定した農業経営を行うため、需要に応じた米の生産を継続しましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

中小企業資金融資制度

利率が引き下げに

対象 中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と限度額

- 季節資金…300万円
- 一般事業資金・環境経営支援資金…設備3、000万円・運転1、500万円
- 事業転換資金・創業支援資金…設備1、500万円・運転750万円
- 小口零細企業保証制度事業資金…設備・運転750万円

利率(年率)

- 季節資金
- ・ 6カ月以内…1・8%(実質自己負担率0・1%)
- 一般事業・小口・環境経営支援資金
- ・ 1年以内…1・9%(実質自己負担率0・1%)
- ・ 1年を超え3年以内…2・2%(実質自己負担率0・4%)
- ・ 3年を超え5年以内…2・3%(実質自己負担率0・5%)
- ・ 5年を超え7年以内…2・55%(実質自己負担率0・6%)
- ・ 7年を超え10年以内…2・8%

(実質自己負担率0・7%)

○ 事業転換資金・創業支援資金
利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分

※経営相談を成田商工会議所、成田市東商工会で行っています。

くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

新たな利子補給制度

小規模事業者・創業する人を対象に

市では、日本政策金融公庫から融資を受けた市内の小規模事業者や市内で新たに事業を始める人を対象に、新たな利子補給を始めます。

対象 平成29年4月1日以降に日本政策金融公庫から次のいずれかの資金融資を受けた事業者

- 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
- 新創業融資制度

利子補給率 年0・5%または償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率

利子補給期間 融資期間(最長10年間)

申請方法 1月に、申請書に必要な書類を添えて商工課(市役所4

階)に提出する

補給には、市税を完納していることなど条件があります。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

いずみ聖地公園

墓地の清掃は定期的に

墓地の清掃をしないでいると、雑草が生い茂って隣接する墓地の使用者に迷惑が掛かります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が清掃を有料で代行する制度があります。清掃の代行を希望する人は、同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

住所などが変わったら手続きを

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は速やかに手続きしてください。特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かなくなりますので、忘れずに手続きしてください。

許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合、墓地の使用許可を取り消されることとなりますので注意してください。

い。

○ 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○ 使用者が住所不明となって7年を経過したとき

○ 普通墓地使用者が、許可を受けたい日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき

○ 3年間管理料の納付がないとき

式場・和室の利用
霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。

料金(1時間当たり)

- 式場
- ・ 使用料…2、484円。4時間を超えると1、080円
- ・ 冷暖房費…270円
- 和室



いずみ聖地公園の墓地

・ 使用料…1、080円。4時間を超えると540円

・ 冷暖房費…54円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)、いずみ聖地公園管理組合(☎36・2292)へ。

市公共施設等総合管理計画

安定したサービスの提供を

市では、多くの公共施設などが改修期を迎えることに伴い、公共サービスを安定して提供し続けるために「成田市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画では、市が所有する全ての公共施設や、道路などのインフラ資産を対象に、現状や課題、管理に関する基本的な考え方を定めています。計画期間は平成39年度までの11年間です。

計画の全文は、次の場所で閲覧できます。

閲覧場所 行政資料室(市役所1階)、企画政策課ホームページ
(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/srd0199.html>)

※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。